

令和5年12月市議会 建設水道委員会資料

第178号議案 市道路線の認定について

目次

	ページ
1 路線名一覧表	2
2 市道路線認定位置図	3
3 位置図（拡大）	4
4 起終点写真	5
5 橋梁写真	6
6 道路法等（抜粋）	7

土木部

令和5年12月

1 路線名一覧表

図面番号	路線名	道路延長	道路幅員	理由	備考
①	鳴滝18号線	35.0m	3.7～4.0m(※)	寄附	認定
認定路線 1路線		35.0m			

※ 幅員3.5m以上の部分が全体の90%以上を占めるため、市道路線認定に関する事務取扱要綱に適合している

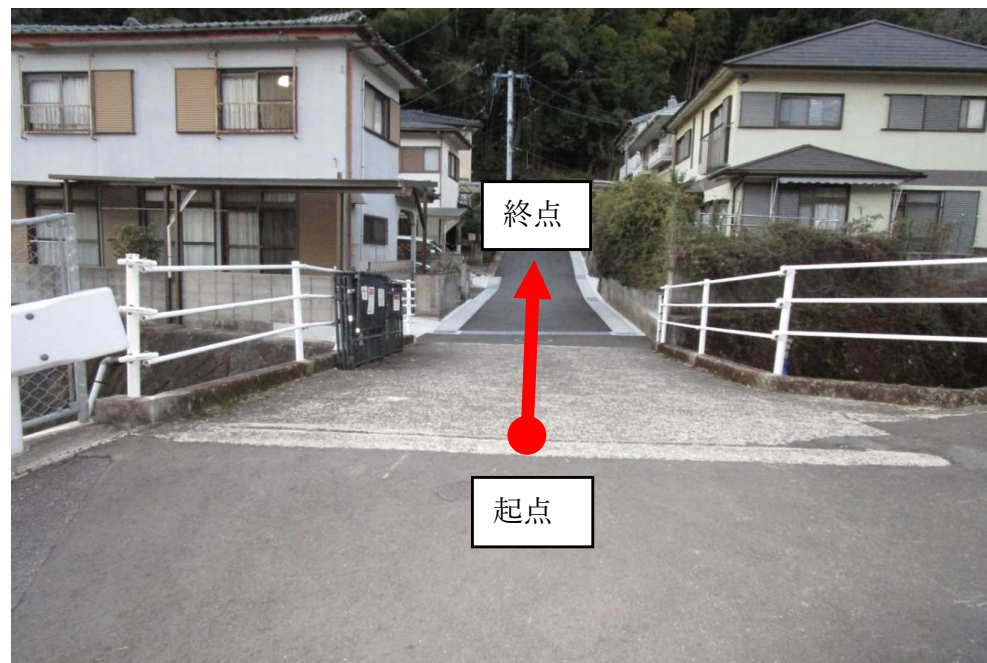
2 市道路線認定位置図



3 位置図 (拡大)



4 起終点写真



5 橋梁写真



6 道路法等（抜粋）

○道路法

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

二 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第十条

一 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

三 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

○道路法施行規則

（路線の認定等の公示）

第一条 道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第九条の規定による路線の認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、行うものとする。

二 都道府県知事又は市町村長は、前項の公示をする場合においては、都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一程度の図面に当該路線を明示し、都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、市街地その他特に必要があると認められる部分については、別に拡大図を備えなければならない。